

【資料5】 建設部における総合評価方式の落札者決定基準の例

総合評価落札方式の落札者決定基準（評価項目、評価基準の設定）を下記のとおり決定する。

1 対象工事

- (1) 工事名 道路改良事業 一般国道473号 岩古谷トンネル建設工事
 (2) 路線等の名称 一般国道473号
 (3) 工事場所 北設楽郡設楽町和市及び平山地内
 (4) 工期 平成26年3月19日まで
 (5) 工事の概要
 トンネル掘削工 L=1,287m（発破及び機械掘削方式によるNATM 内空断面積62.8㎡）
 坑口工 N=2箇所、仮設工 1式
 使用する主要な資機材
 覆工コンクリート 11,851m³ 鋼製支保工 447t、ロックボルト 243t
 セメント（吹付コンクリート） 9,844t
 (6) 予定価格等 3,452,899,800円（消費税相当額を含む）

2 総合評価落札方式（標準型）に関すること

(1) 評価値の算出方法

入札参加者の技術資料により、(2)の項目を評価して加算点を計算します。

評価値は次式で計算します。

$$\text{評価値} = \frac{\text{加算点}}{100} + 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

加算点合計は最大55点です。

(2) 評価項目と評価基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点します。

ア 性能等の評価に関する事項（配点48点）【3項目】

① 「覆工コンクリートのひび割れ抑制対策」の技術提案に関する事項

評価の基本	「覆工コンクリートのひび割れ抑制対策」の評価項目に対して、標準案より優れている技術提案を加算点の対象とする。	
評価項目①	評価基準	加算点 (下記により 点数を付与)
「覆工コンクリートのひび割れ抑制対策」	<p>評価項目の設定理由を踏まえ、「覆工コンクリートのひび割れ抑制対策」に関する工夫のポイントが記述され、かつその工夫・提案に関して、具体的手法の記述内容により、効果・効用等の優位性に対して評価する。</p> <p>技術提案の課題は下記の3つとし、提案数は各課題1提案とする。</p> <p>①-1 覆工コンクリートの打設方法 ①-2 覆工コンクリートの養生方法 ①-3 覆工コンクリートの品質管理又は品質向上方法</p>	最高18点を 限度とする
評価項目の設定理由	<p>トンネルは、今後の維持管理を考慮すると安定性・耐久性の高いトンネル構築を行う必要がある。このため、トンネル全線における覆工コンクリートの打設方法、養生方法、品質管理・品質向上方法が重要となる。</p> <p>よって、本技術提案は、上記趣旨に着目した「覆工コンクリートのひび割れ抑制対策」について提案を求めるものである。</p>	

②「トンネルにおける観察・計測結果の活用方法（想定される破砕帯への対処方法を含む）」の技術提案に関する事項

評価の基本	「トンネルにおける観察・計測結果の活用方法」の評価項目に対して、標準案より優れている技術提案を加算点の対象とする。	
評価項目②	評価基準	加算点 (下記により 点数を付与)
「トンネルにおける観察・計測結果の活用方法（想定される破砕帯への対処方法を含む）」	<p>評価項目の設定理由を踏まえ、「トンネルにおける観察・計測結果の活用方法」に関する工夫のポイントが記述され、かつその工夫・提案に関して、具体的手法の記述内容により、効果・効用等の優位性に対して評価する。</p> <p>技術提案の課題は下記の3つとし、提案数は各課題1提案とする。</p> <p>②-1 トンネル掘削工における観察・計測方法</p> <p>②-2 トンネル掘削工における観察・計測結果の活用方法と施工管理体制</p> <p>②-3 想定される破砕帯への対処方法</p>	最高18点を限度とする
評価項目の設定理由	<p>トンネル工事においては、安定性・耐久性の高いトンネル構築を行うことが必要となり、また、工事中の安全な施工、工程管理を行うにあたっては、適切な観察・計測による的確な地山分類・等級の評価を行うことが重要となる。</p> <p>また、破砕帯においては、軟弱な地盤や湧水の発生等が懸念されることから、切羽前方の事前観測等によりあらかじめ地質が確認できれば、迅速な地山の崩落対策や適切な等級の評価、さらには適切な工程管理を実施することが可能となる。</p> <p>本技術提案は、上記趣旨に着目した「トンネルにおける観察・計測結果の活用方法（破砕帯における切羽前方の事前調査とその活用方法を含む）」について提案を求めるものである。</p>	

③「周辺環境に配慮した工事対策・・・振動・騒音・要対策土の管理」の技術提案に関する事項

評価の基本	「周辺環境に配慮した工事対策」の評価項目に対して、標準案より優れている技術提案を加算点の対象とする。	
評価項目③	評価基準	加算点 (下記により 点数を付与)
「周辺環境に配慮した工事対策・・・振動・騒音・要対策土の管理」	<p>評価項目の設定理由を踏まえ、「周辺環境に配慮した工事対策」に関する工夫のポイントが記述され、かつその工夫・提案に関して、具体的手法の記述内容により、効果・効用等の優位性に対して評価する。</p> <p>技術提案の課題は下記の3つとし、提案数は各課題1提案とする。</p> <p>③-1 振動・騒音抑制対策</p> <p>③-2 要対策土管理</p> <p>③-3 運搬に対する飛散防止対策</p>	最高12点を限度とする
評価項目の設定理由	<p>本工事の施工においては、トンネル近隣に民家があること、また、トンネル資材搬入や一部のトンネルズリの運搬は生活道路である現道を利用することから、振動・騒音に配慮した工事を行う必要がある。</p> <p>また、本トンネルには環境基準（砒素、鉛）を超える要対策土が出る見込みであり、要対策土の適切な管理や残土処理場までの運搬を適切に行う必要がある。</p> <p>このため、本技術提案は、上記趣旨に着目した「周辺環境に配慮した工事対策」について技術提案を求めるものである。</p>	

※1：記載に関する事項

- (ア) 技術提案数は、評価項目①②③各々3提案までとする。なお、規定の提案数を下回る場合は、加算点が最高点に達しない場合がある。
- (イ) 技術提案書は、評価項目①②③各々A4サイズ3枚以内（両面印刷不可）で記述するものとする。
- (ウ) 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。
 - (i) 参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書（別記様式）を含め評価項目①②③各々8枚以内（両面印刷不可、カラー印刷でも可）とすること。

※2：技術提案内容の評価に関する事項

- (ア) 技術提案においては、別添資料1、2、3に示す技術提案書作成にあたっての条件等に基づき提案すること。
- (イ) 提案内容は、具体的な根拠を伴い担保・確認ができるものとし、抽象的な内容（「丁寧に施工する」等）の場合は評価しない。
- (ウ) 単に「品質管理の頻度を増加させる」、「出来形の基準値を厳しくする」等の品質向上に繋がらない技術提案は評価しない。なお、標準案に示す以外の手法等で効果があるものについては認める。
- (エ) 提案内容が以下に該当する内容である場合には、提案として認めないものとする。
 - (i) 評価項目設定理由の趣旨や前提条件を満足しないもの。
 - (ii) 提案内容が、過度のコスト負担を要すると認められるもの。
- (オ) 提案内容が以下に該当する内容である場合には、減点するものとする。
 - (i) 技術提案書における規定枚数を超えるものは、5点を減点する。
 - (ii) 技術提案書及び参考資料の合計枚数が規定枚数を超えるものは、5点を減点する。
 - (iii) 提案数が規定の提案数を超える場合は、5点を減点する。

イ 企業の技術力に関する事項（配点4点）

評価項目	評価基準	加算点
企業評価対象工事の施工実績（過去15年：平成8年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了） ※1※2※3	4件以上	3点
	3件	2点
	2件	1点
	1件	0点
	0件：入札資格要件に合致しないため、該当なし	
ISO9001認証取得の有無※4	認証あり	1点
	認証なし	0点

※1 企業評価対象工事とは、元請として行なった次に掲げる①②のいずれも満たす同一工事です。

① 内空面積（覆工後の内空面積（代表値））が60㎡以上のNATMによるトンネル本体工事

② 施工延長1,200m以上のNATMによるトンネル本体工事（同一抗口より掘削し、継続的な工事契約をした工事も含む）

※2 本件入札に参加する営業所の施工実績だけでなく、他の営業所の施工実績も対象とする。なお、「営業所」には主たる営業所も含む。（以下同じ）

※3 企業体のいずれか一者の構成員の実績を求める。

※4 企業体のいずれか一者の構成員が認証されていれば認めるが、本件入札に参加する営業所が認証されていること。

ウ 配置予定技術者の能力に関する事項（配点2点）

評価項目	評価基準	加算点
技術者評価対象工事の施工実績（過去15年：平成8年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了） ※1※2	2件以上	2点
	1件	1点
	該当なし	0点

※¹技術者評価対象工事とは、元請として行なった次に掲げる①②のいずれも満たす同一工事です。

① 内空面積（覆工後の内空面積（代表値））が60m²以上のNATMによるトンネル本体工事

② 施工延長1,200m以上のNATMによるトンネル本体工事（同一抗口より掘削し、継続的な工事契約をした工事も含む）

※²企業体の予定技術者の主任（監理）技術者又は現場代理人としての実績を求める。

エ 企業の社会性及び信頼性に関する事項（配点1点）

評価項目	評価基準	加算点
ISO14001認証取得の有無※ ¹	認証あり	1点
	認証なし	0点

※¹企業体のいずれか一者の構成員が認証されていれば認めるが、本件入札に参加する営業所が認証されていること。

【資料6】警察本部における総合評価方式の落札者決定基準の例（入札公告）

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成23年4月11日

愛知県警察本部長

1 調達内容

(1) 調達案件の名称、数量及び履行場所

- ア 愛知県中警察署における放置車両の確認及び標章取付事務委託 1式 愛知県中警察署の管轄区域
- イ 愛知県東警察署、愛知県北警察署及び愛知県春日井警察署における放置車両の確認及び標章取付事務委託 1式 愛知県東警察署、愛知県北警察署及び愛知県春日井警察署の管轄区域
- ウ 愛知県千種警察署及び愛知県昭和警察署における放置車両の確認及び標章取付事務委託 1式 愛知県千種警察署及び愛知県昭和警察署の管轄区域
- エ 愛知県中川警察署、愛知県港警察署及び愛知県熱田警察署における放置車両の確認及び標章取付事務委託 1式 愛知県中川警察署、愛知県港警察署及び愛知県熱田警察署の管轄区域
- オ 愛知県中村警察署及び愛知県西警察署における放置車両の確認及び標章取付事務委託 1式 愛知県中村警察署及び愛知県西警察署の管轄区域
- カ 愛知県名東警察署、愛知県愛知警察署及び愛知県守山警察署における放置車両の確認及び標章取付事務委託 1式 愛知県名東警察署、愛知県愛知警察署及び愛知県守山警察署の管轄区域
- キ 愛知県南警察署、愛知県緑警察署及び愛知県瑞穂警察署における放置車両の確認及び標章取付事務委託 1式 愛知県南警察署、愛知県緑警察署及び愛知県瑞穂警察署の管轄区域
- ク 愛知県豊田警察署、愛知県岡崎警察署及び愛知県安城警察署における放置車両の確認及び標章取付事務委託 1式 愛知県豊田警察署、愛知県岡崎警察署及び愛知県安城警察署の管轄区域
- ケ 愛知県天白警察署における放置車両の確認及び標章取付事務委託 1式 愛知県天白警察署の管轄区域
- コ 愛知県一宮警察署における放置車両の確認及び標章取付事務委託 1式 愛知県一宮警察署の管轄区域
- サ 愛知県豊橋警察署における放置車両の確認及び標章取付事務委託 1式 愛知県豊橋警察署の管轄区域

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書で示す仕様等とします。

(3) 履行期間

平成23年10月1日（土）から平成26年9月30日（火）まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 入札方法

- ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札方式により行いますので、総合評価のための提案書及び関係書類（以下「提案書」という。）を入札書とともに提出しなければなりません。必要書類の種類及び部数については入札説明書によります。
- イ 入札は(1)に掲げる調達案件ごとにそれぞれ実施しますが、一の入札者が落札できる件数は3件までとします。このため複数の調達案件に入札する者は、落札を希望する調達案件の優先順位を記載した順位表（以下「順位表」という。）を入札時に提出するものとします。
- ウ 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するものとします。

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 物件の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿（平成 22 年 4 月～平成 24 年 3 月）の大分類「3. 役務の提供等」のうちいずれかの業務分類に登録されている者であること。
- (3) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 8 第 1 項に規定する法人として愛知県公安委員会の登録を受けている者（当該登録を受けていない者で、入札参加資格確認時まで当該登録に係る申請をしたものを含む。）
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出日から入札日までの期間内に受けていないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 入札書、提案書及び順位表の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

ア 入札書、提案書、順位表の提出場所、契約条項を示す場所、及び問い合わせ先
愛知県警察本部総務部会計課調度第一係
名古屋市中区三の丸二丁目 1-1（郵便番号 460-8502）
電話（052）951-1611 内線 2244 ファクシミリ（052）973-3430

イ 入札説明書の交付場所

愛知県警察本部 駐車対策課 放置駐車対策センター
名古屋市中区昭和区円上町 26 番地 15 号 電話（052）871-4335

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 交付の日時

平成 23 年 4 月 11 日（月）から同年 4 月 22 日（金）までの午前 10 時から午後 5 時までの間（日曜日及び土曜日を除く。）、随時交付します。

イ 交付を希望する者は、次に掲げる事項を記載した書面を(1)イの場所に提出してください。

(ア) 法人の名称 (イ) 愛知県内の事務所の所在地 (ウ) 代表者の氏名
(エ) 業種名 (オ) 担当者氏名 (カ) 担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）

- (3) 入札説明会の日時、場所及び参加方法

ア 日時及び場所

平成 23 年 4 月 26 日（火） 午後 1 時 30 分
愛知県警察本部 入札室

イ 参加方法

参加を希望する者は、次に掲げる事項を記載した書面を平成 23 年 4 月 25 日（月）の午後 3 時までに、(1)アの場所にファクシミリにより送信してください。

(ア) 放置車両の確認及び標章取付確認事務委託に関する総合評価一般競争入札の入札説明会に参加する旨

(イ) 法人の名称 (ウ) 愛知県内の事務所の所在地 (エ) 業種名
(オ) 出席者氏名（2 名までとします。） (カ) 連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）
（入札説明会には、あらかじめ交付を受けた入札説明書を必ず持参してください。）

- (4) 入札書、提案書及び順位表の提出期限

平成 23 年 5 月 25 日（水） 午後 5 時

- (5) 開札の日時及び場所

ア 調達案件のうち 1 の(1)アからカまでの開札の日時及び場所

平成 23 年 5 月 26 日（木） 午後 1 時 30 分
愛知県警察本部 入札室

イ 調達案件のうち1の(1)キからサまでの開札の日時及び場所

平成23年5月26日(木) 午後3時00分

愛知県警察本部 入札室

(6) 開札に関する事項

開札は、入札者を立ち合わせて行うものとします。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

4 その他

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金(愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。)第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。)を、開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(2) 入札の無効

財務規則第152条(入札の無効)の規定に該当する入札は、無効とします。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 競争入札参加者に要求される事項

ア 入札に参加する者は、3(1)アの場所で交付する確認申請書及び入札説明書に規定する書類(以下「確認申請書等」という。)を下記の期限までに3(1)アの場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。

(ア) 提出期限 平成21年5月13日(金) 午後5時

(イ) 提出部数 1部

(ウ) その他

a 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

b 確認申請書等は、返却しません。これらの書類は、原則として公表せず、資格の確認以外の目的では使用しません。

イ 期限までに確認申請書等を提出していない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

(5) 落札者の決定方法

ア 入札価格については、別記落札者決定基準に基づき審査し、入札価格に対する点数(以下「価格点」という。)を与えます(最高点は50点)。

イ 提案書を別記落札者決定基準に基づき審査し、提案書に対する評価点数(以下「評価点」という。)を与えます(最高点は50点)。

ウ 上記ア及びイにより算出された価格点及び評価点の合計点数が最も高い者を落札者とします。ただし、入札価格が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、低入札価格調査を実施し、適正な履行の確保が可能かどうか判断します。

エ 合計点数の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。なお、入札者は、開札の際、あらかじめくじを引いておくものとします。この場合においては、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

オ 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。また、提案書は返却しません。

カ 落札者の決定は、平成21年6月下旬ごろ落札者に通知します。

(6) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときには、これを中止します。なお、この場合における入札参加者の損害は、入札参加者の負担とします。

(7) 落札者の決定の無効

落札者は、落札者の決定の通知を受けた日から契約締結日までに入札説明書に指定する人数以上の駐車監視員及び統括責任者を確保し、選任届を提出しなければなりません。期限までに選任届を提出できなかった場合は、その落札者の決定は無効とします。

(8) 落札者が契約を締結しない場合等の措置

次の場合には、落札者決定基準により次点と評価された入札者と契約の交渉を行うものとします。

ア 落札者が契約を締結しない場合

イ (7)により落札者の決定が無効とされた場合

(9)その他

詳細は、入札説明書によります。

別記 落札者決定基準

区分	評価要素				評価基準	
	大項目	中項目	小項目	配点		
価格点	価格点	価格点	入札価格	50	1 入札価格が予定価格を超えた場合は、失格とする。 2 低入札価格調査基準価格以下で入札を行った者の価格点は、一律最高点(50点)とする。 3 予定価格以内で低入札価格調査基準価格以上の価格で入札を行った者の価格点は、低入札価格調査基準価格(低入札価格調査基準価格以下で入札を行った者がいない調達案件にあっては、当該調達案件における最低の入札価格)を当該入札を行った者の入札価格で除して得た補正率を最高点(50点)に乗じて算出する。	
評価点	公平性	中立性	利害性	4～ -3	予定地域内において有する利害関係により、特定の違反を恣意的に取り扱う動機があり得ると認められる場合は、その度合いを評価する。マイナス評価あり。	
			公共性	1	法人の設立根拠、事業目的、現に行っている事業の内容等から、公共性の有無について評価する。	
	適正性	責任性	遂行体制	4	1 予定統括責任者の業務経験を評価する。 2 確認事務における予定体制表を評価する。 3 予定駐車監視員の正社員比率を評価する。	
			指導・教育体制	6	1 研修規程の整備状況を評価する。 2 研修実績を評価する。 3 駐車監視員等の予定研修計画を評価する。	
			業務監査	6	1 自主検査・監査体制を評価する。 2 確認事務の自主検査・監査計画を評価する。 3 ISO9001(2000)の取得状況を評価する。 4 過去3年間、愛知県から指名停止措置を受けていないことを評価する。	
			賞罰制度	2	報奨制度及びペナルティー制度を評価する。	
		信頼性	組織理念	2	1 顧客満足度調査実績を評価する。 2 従業員提案制度を評価する。	
			社会貢献	2	1 社会・地域貢献活動の実績を評価する。 2 社会・地域貢献活動計画を評価する。	
		リスク耐性	情報管理	情報管理	4	1 機密漏えい防止・個人情報保護体制を評価する。 2 確認事務の機密漏えい防止・個人情報保護計画を評価する。 3 プライバシーマーク又はISMS認定の取得状況を評価する。
				トラブル対応、苦情処理	4	1 トラブル対応・苦情処理体制を評価する。 2 確認事務のトラブル対応・苦情処理計画を評価する。
		確実性	安定性	財務基盤	7	純資産(又は正味財産)、総資産(又は資産)等の財務基盤を評価する。
				組織基盤	3	稼働可能な駐車監視員資格者数及び稼働実績のある駐車監視員取得数を評価する。
	確実性		業務基盤	4	1 実績のある業務経歴を評価する。 2 業務実績を評価する。	
	業務実績		業務実績	0～ -3	放置車両確認機関(現委託法人)としての業務実績を評価する。マイナス評価のみ。	
	合計				100	